

令和元年度レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業に関する覚書(案)

東京都(以下「甲」という。)及び〇〇(以下「乙」という。)は、「レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業に関する協定書」(令和元年〇月〇日締結。以下「協定」という。)第5条の規定に基づき、覚書を締結する。

(定義)

第1条 本覚書における用語の定義は、協定で使用する用語の例による。

(甲の費用負担)

第2条 甲は、次の(1)及び(2)の経費について一部を負担する。なお、甲は、本負担額以外は一切負担しないものとする。

(1) 運営費

ア 対象期間

協定第6条に規定する事業実施計画書に定める実施期間のうち、令和2年3月31日までの期間とする。ただし、乙の都合により対象車両の貸出しを一時中断した期間(休業日を含む。)は、対象期間から除く。

イ 負担額

アの対象期間の全日数について、1台につき1日当たり電気自動車3,500円、燃料電池自動車7,000円を負担する。

(2) ラッピングの作成及び貼り付け費用

対象車両に施すラッピングの作成及びラッピングの貼り付けに要した費用のうち、1台につき100,000円を上限として負担する。

(実績報告)

第3条 乙は、令和元年度の各四半期終了後10日以内に、本事業で配備した車両の利用状況について実績報告書を作成し、甲に提出する。ただし、第4四半期の実績報告書については、令和2年3月31日までに提出するものとする。

(経費の支払)

第4条 乙は、前条に規定する第4四半期の実績報告書を提出し、甲の確認を受けた後、本事業に要した経費のうち、甲が負担する額について甲に請求を行う。

2 甲は、前項に規定する乙の請求に基づき、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に経費を支払うものとする。

3 前項の規定により経費を支払うとき、当該支払に要する手数料は、甲の負担とする。

(有効期間)

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から令和●年●月●日までとする。

(内容の変更)

第6条 本覚書の内容に変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、本覚書の内容を変更することができる。

(解除)

第7条 本覚書を解除する必要が生じたときは、甲乙協議の上、本覚書を解除することができる。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

東京都〇〇区

乙 株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇